

■ 第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

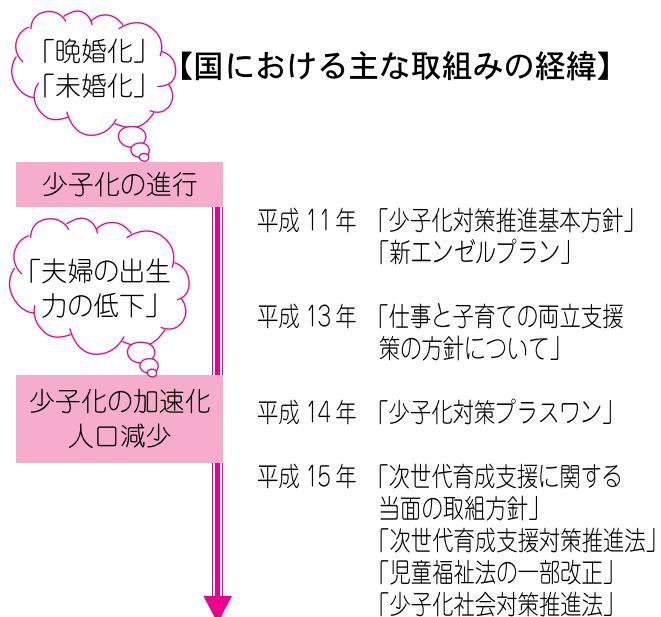
我が国の少子化は急速に進んでおり、平成15年の合計特殊出生率（1人の女性が生涯に出産する子どもの数の平均）は1.29と過去最低となり、人口を維持するのに必要とされる2.07という数値を大きく下回っています。

少子化による影響は、子どもの健やかな成長だけでなく、若い労働力の減少や地域社会の活力の低下、年金、医療、介護などの社会保障費の増大など、社会経済全体に影響を及ぼすことが懸念され、「少子化問題」は早急に取組むべき国政上の重要課題となっています。

国においては少子化対策として、平成11年に「少子化対策推進基本方針」、「新エンゼルプラン（重点的に実施すべき少子化対策の具体的実施計画）」、平成13年には「仕事と子育ての両立支援策の方針について」に基づいた「待機児童ゼロ作戦」等により、子育てと仕事の両立支援を中心とした子どもの生み育てやすい環境整備に力点を置いた取組みを行ってきました。

しかし、少子化の流れは止まらず、さらに今日の少子化の特徴は、これまで主要な要因としてあげられていた「晩婚化」「未婚化」に加え、結婚した夫婦が生む子どもの数そのものが減少する「夫婦の出生力の低下」という新たな要因が指摘され、少子化が加速することが危惧されています。

こうした少子化の流れを変えるため、平成14年に「少子化対策プラスワン」が示され、保育に関する施策など「子育てと仕事の両立支援」を中心であつた従来の取組みに加え、「男性を含めた働き方の見直し」、「地域における子育て支援」、「社会保障における次世代支援」、「子どもの社会性の向上や自立の促進」という4つの柱に沿った総合的な取組みを推進することとなりました。



そして、平成 15 年 3 月には「次世代育成支援に関する当面の取組方針」が示され、同年 7 月には「次世代育成支援対策推進法」、「児童福祉法の一部を改正する法律」「少子化社会対策基本法」が策定されました。

本市においても、子どもの育成・教育といった枠を超えて「子どもにとっての最善の利益」という視点で、将来を担う世代の主体的な成長を支援するため、平成 14 年度から平成 19 年度までの 5 カ年を計画期間とする「敦賀市エンゼルプラン（敦賀市児童育成計画）」を策定し、各種取組みを実施しています。本計画においても、敦賀市エンゼルプランの基本理念を継承し、子ども達に係る各種施策分野の連携と市民との協働により、「みんなで支え合うまちづくり」の推進に向けて「敦賀市次世代育成支援対策行動計画」を策定します。

2. 計画の性格・位置付け

本計画は、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく法定計画です。計画の策定にあたっては、本市の最上位計画である「敦賀市第 5 次総合計画」や保健福祉関係計画、県や国の関係諸計画との連携・整合性を図りながら策定します。

なお、本計画では目標に向かって具体的に取組んでいくため、各分野の現状と課題を示し、取組むべき施策や目標を達成するまでの目標値を明示しています。

3. 計画の期間

次世代育成支援対策推進法では、市町村が策定する行動計画は 5 年を 1 期として策定するもので、本計画の期間は平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間とします。

なお、次期計画については本計画に係る必要な見直しを平成 21 年度までに行い、平成 22 年度から平成 26 年度までを計画期間として策定することとします。

【計画期間】

平成 17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度

本計画期間（前期計画）

計画の
見直し

（後期計画）

次世代育成支援対策推進法 ▷▷ 平成 26 年度迄

4. 計画策定の方法

本計画の策定にあたっては、子育て家庭や中学生・高校生の実態や意向を把握するため、「次世代育成支援対策行動計画策定のためのアンケート調査（以下「次世代育成支援アンケート調査」という。）を平成 16 年度に実施しました。また、市民、関係団体、有識者からなる「敦賀市次世代育成支援対策地域行動計画策定委員会」を設置し、子育て支援のあり方について協議を重ねてきました。

【次世代育成支援対策行動計画策定のためのアンケート調査の概要】

調査の種類	配布数（票）	回収数（票）	回収率
就学前児童 保護者	800	314	39.3%
小学生児童 保護者	800	330	41.3%
中学・高校生	1,220	1,200	98.4%
合 計	2,820	1,844	65.4%

